国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則(16経教規則第1号)の一部を次のとおり改正する。		
現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学組織運営規則		
平成16年4月7日制定		
16 経教 規則第1号		
第1条~第2条 省 略	第1条~第2条 省 略(現行どおり)	
(所在地)	(所在地)	
第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりと		
する。	る。	
名 称 所 在 地	名 称 所 在 地	
本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研 東京都府中市	本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研 東京都府中市	
究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王		
子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みど		
り市及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育セン	リ市及び栃木県佐野市の施設を含む。)大学教育セン	
ター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	ター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	
共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学 東京都小金井市	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学 東京都小金井市	
府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産		
センター、機器分析センター、留学生センター及び総	センター、国際センター、機器分析センター及び総合	
合情報メディアセンター		
2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くこと		
2 前項に定めるもののはが、本子に必要な組織及り他故を置くことができる。	2 前項に定めるもののはが、本手に必要な温識及り施設を置くこと ができる。	
n CC 30	n, ce s.	
 第 4 条 ~ 第 5 条 省 略	 第4条~第5条 省 略(現行どおり)	
(大学教育センター)		
(八子教育センター) 第6条 本学に、大学教育センターを置く。	 第6条 省 略(現行どおり)	
第 0 示		
2 八子教育ピンターに、民を直へ。 3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名す		
3 削填の技は、教育研究計議会の意見を参考にして、子技が指行する。		
る。 4 その他大学教育センターについて必要な事項は、別に定める。		
4 この他八子教育センターにフいて必要は事項は、別に定める。		

(産官学連携・知的財産センター)

第7条 本学に、産官学連携・知的財産センターを置く。

- 2 産官学連携・知的財産センターに、長を置く。
- 3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。
- 4 その他産官学連携・知的財産センターについて必要な事項は、別に定める。

(新 設)

第8条~第9条 省 略

(学内共同教育研究施設)

第10条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 遺伝子実験施設
- 二 機器分析センター
- 三 留学生センター

四 総合情報メディアセンター

- 2 前項の施設に、長を置く。
- 3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

第11条~第27条 省 略

附 則 省略

第7条 省 略(現行どおり)

(国際センター)

第7条の2 本学に、国際センターを置く。

- 2 国際センターに、長を置く。
- 3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。
- 4 その他国際センターについて必要な事項は、別に定める。

第8条~第9条 省 略

(学内共同教育研究施設)

第10条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 遺伝子実験施設
- 二 機器分析センター
- <u>三</u> 削除

四 総合情報メディアセンター

- 2 前項の施設に、長を置く。
- 3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

第11条~第27条 省 略(現行どおり)

附 則 省 略(現行どおり)

附 則(19経教規則第8号)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年11月1日から適用する。